# こうち労政情報

6月号

CIJ福祉会校社会福祉法人

様

#### 子育てにやさしい 「高知県次世代育成支援企業」新規認証のご紹介

県では、平成19年4月から、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに 取り組んでいる企業を「高知県次世代育成支援企業」として認証し、その取組を支援しています。 平成29年3月21日に2社を平成29年4月24日に1社を認証しましたので、ご紹介します。

### 【認証番号】会社名等

#### [200] 社会福祉法人 CIJ福祉会

高知市長浜6598-4

#### 取組内容

- ◆法を上回る育児のための勤務時間の短縮措置あり、小 学校就学の始期まで取得可。
- ◆年次有給休暇の半日単位での取得可。
- ◆妻の出産時に特別休暇2日取得可能。



高知機型工業 株式会社 様

#### [201] 高知機型工業 株式会社

香南市香我美町下分1244-1

- ◆年次有給休暇の半日単位での取得可。
- ◆妻の出産時に特別休暇1日取得可能。

#### [202] 有限会社 矢野工務店

須崎市浜町2-3-5

- ◆法を上回る育児のための勤務時間の短縮措置あり、小 学校就学の始期まで取得可。
- ◆看護休暇・年次有給休暇、時間単位での取得可
- ◆小学校就学の始期まで、所定外労働時間の免除。



矢野工務店 有限会社

||業主の 皆様へ

☆高知県次世代育成支援企業認証制度をリニューアルしました。

新制度は平成29年6月1日 スタート

## 5知県ワークライフバランス推進企業認証制度

## 新たに、「介護休業等の取得」を推進する企業も

## 認 証 対 象としました。

今回、国の働き方改革の動きに合わせ、介護休業等の取得を推進する企業も 認証対象とし、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに取り組む企業を 幅広く認証するため、制度の改正を行いました。

詳しくは、高知県庁HP をご覧ください。HP:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/2017051500210.html



## 希望する保護者の皆様へ

## お子様お預かりします!



お父さん・お母さんが職業訓練を受けている間、無料で子どもさんをお預かりす る制度を実施しています。どうぞお気軽にご利用ください。

#### 【対象児】O歳~就学前

【料 金】無料 ※おむつやミルクについては持ち込みとなります

【時 間】月曜~金曜 8:30~17:30

【利用対象者】(下記の要件すべてを満たす方)

- (1) 職業訓練を受講することによって、当該児童を保育する ことができない方
- (2) 同居親族その他の方が当該児童を保育することができない方

#### 【対象とする訓練】

- ・県が専修学校等に委託して実施する委託訓練(2年間のコースは除く)
- · 求職者支援訓練
- ・介護労働安定センターが実施する離職者向けの職業訓練

#### 【託児先】

Kid's Room いるかのジャンプ 高知市新本町2-17-3 沢田コーポ102 TFI: 088-879-7007

お申込み・お問合せ先 高知県雇用労働政策課 Tel: 088-823-9765





 $\langle No.32 \rangle$ 



#### 感染症の疑いがある社員に対する自宅待機命令について

社員の子供がノロウィルスに感染しました。社員へ感染していないという確証がないので、念のために自宅待機を命じたい のですが、できるでしょうか。



#### 自宅待機を命じることはできますが、休業手当の支払が必要になります

感染症の疑いのある社員を就労させると、職場内で集団感染するおそれがあり、業務遂行上支障が生じるだけでなく、集団 感染させたことについて安全配慮義務上の問題が生じる可能性があるため、その社員の自宅待機が必要になる場合があり ます。その場合、就業規則等で自宅待機を命じる旨の定めがあれば、その定めにより命じることができますし、そのような定 めがなくても、単に集団感染を防ぐためであれば、自宅待機を命じても権利の濫用には当たらないと考えられます。

いずれの場合でも、自宅待機を命じれば「会社の判断」で社員を休業させたことになりますので、平均賃金の60%以上の 休業手当を支払う必要が生じます。ただし、社員が年次有給休暇を取得するなど、自主的に休む場合は休業手当を支払う必 要はありません。

社員とのトラブルを避けるためにも、このような場合の対応は就業規則等でルールを明確にするようにしましょう。

## 高知県労働委員会 〒780-0850 高知県労働委員会 高知市丸ノ内2-4-1県庁北庁舎4F **¢**088-821-4645

お気軽にご相談ください!



## 平成29年度 全国安全衛生週間のお知らせ

間 :7月1日~7日 準備期間 :6月1日~30日

みんなで取り組む安全活動 組織で進める安全管理 未来へつなげよう安全文化

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
  - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
  - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた 自社の安全活動等の社会への発信
  - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
  - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施